

【労務】【雇用保険】平成 30 年度雇用保険料率の告示案要綱を了承 ～平成 29 年度の料率を据え置き～

厚生労働省から平成 30 年 1 月 12 日「平成 30 年度雇用保険料率の告示案要綱を了承～平成 29 年度の料率を据え置き～」というお知らせが公表されました。

雇用保険率については、法律に定められた率を、毎年度、積立金の状況などを勘案して弾力的に変更することとされています。そして、変更された雇用保険率（実際に適用される雇用保険率）を告示することとされています。

この度、平成 30 年度の雇用保険料率を定める告示案について、厚生労働大臣が労働政策審議会に諮問し、同審議会が妥当と答申しました。

この答申を踏まえ、平成 30 年度の雇用保険料率は、平成 29 年度の料率を据え置き、一般の事業で 0.9%、農林水産・清酒製造の事業で 1.1%、建設の事業で 1.2%とし、平成 30 年 4 月 1 日から適用するとのことです。

<平成 30 年度の雇用保険率>

() 内は平成 29 年度

	雇用保険率	失業等給付に係る保険率	二事業に係る保険率		
			労働者負担	事業主負担	
一般の事業	9/1000 (9/1000)	6/1000 (6/1000)	3/1000 (3/1000)	3/1000 (3/1000)	3/1000 (3/1000)
農林水産・清酒製造業	11/1000 (11/1000)	8/1000 (8/1000)	4/1000 (4/1000)	4/1000 (4/1000)	3/1000 (3/1000)
建設業	12/1000 (12/1000)	8/1000 (8/1000)	4/1000 (4/1000)	4/1000 (4/1000)	4/1000 (4/1000)

参照ホームページ [厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190648.html>